

# 未来を担う子どもたちの

## これからの学校づくりのために

### 学校の適正規模・適正配置について

平成20年4月に公立小中学校の適正規模についての指針が、次のように茨城県教育委員会より示されました。

- ①小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
- ②中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。

本市では平成21年度に「義務教育施設適正配置審議会」を設置し、これまで審議会を3回開催しています。



義務教育施設適正配置審議会の様子

審議会では県の示す適正規模の基準のほかにも、学校施設の老朽化や耐震化、みらい平地区の土地利用計画など、さまざまな課題も一体で協議検討していきます。

平成22

年度は、保護者や市民の皆さんの意見も伺いながら検討したいと考え、まずは市内小中学校の保護者の皆さん

#### ◆公立小学校の適正規模の基準

小学校は、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。

#### ◆公立中学校の適正規模の基準

中学校は、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。

#### ◆複式学級の基準◆

学級編成の基準は、2つの学年の児童が16人以下で該当となります。これにより複式の学年には県予算における担任教諭は、1名しか配置されません。

#### ◆学校施設の耐震化状況◆

昭和56年以前の旧耐震基準で設計、建築された校舎のうち、耐震基準を満たさない校舎は8校（13棟）あります。

（文部科学省では耐震改修の目安をI s値で0.7以下としています。なお、耐震診断結果については、市ホームページに掲載しております）

#### ◆みらい平の土地利用計画◆

茨城県が事業主体となり整備している「みらい平」地区の学校建設予定地は3カ所ですが、義務教育施設適正配置審議会の意見も考慮するとともに、児童生徒数の推移に配慮しながら、計画的に整備が進められることとなります。

んに「意識調査」のご協力をお願いしているところであります。つくばみらい市教育委員会では、今後も学校の適正規模・適正配置について、市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、子どもたちのための教育環境の整備に取り組んでまいります。

### Vol.10

#### 【男女共同参画社会の実現をめざして】

～市男女共同参画推進条例を施行します～

男性も女性も、意欲に応じたあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現は、職場に活気が生まれる、家庭生活が充実する、地域力が向上するなど効果をもたらすとともに、一人ひとりが豊かな人生を送ることもつながります。

また男女共同参画に関する施策を効果的に実施するための情報収集、調査研究を行います。

「市男女共同参画条例」では、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な施策を定めています。

(3)市民等に対する支援等  
・男女共同参画に関する理解を深めるために啓発活動に努めます。

【条例のポイント④ 進め方】  
(1)基本計画の策定  
・男女共同参画の取り組みを総合的かつ計画的に実施するため、「基本計画」を策定します。

・教育の場における男女共同参画を推進します。  
・市民等が行う男女共同参画推進に関する活動を支援します。  
・家庭生活とそれ以外の活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めます。

また、「基本計画」を策定します。また、計画を変更する場合には、市男女共同参画推進委員会の意見を聴くことや、市民、事業者の意見を反映することを規定し、市民の参画を推進します。

(4)市が行う推進体制の整備等  
・男女共同参画の推進を図るため、市の組織の充実、強化を進めます。  
・市民等が男女共同参画推進に係る施策等、人権侵害に関する苦情や相談を申し出た場合、市は他の機関と連携を図り、適切に対応します。

また、計画に基づき、年度ごとに市男女共同参画推進委員会による事業実施状況の確認を行っています。

・附属機関の委員を任命する場合には、男女の均衡を図るよう積極的に努めます。  
・男女共同参画推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(2)施策の策定等への配慮  
・市の施策の策定等に当たっては、男女共同参画の推進に配慮します。

8月1日から「男女共同参画推進条例」を施行します。  
男女共同参画社会の実現に向け、共に取り組んでいきましょう。

### ～男女共同参画コラム～

## 個性と能力を生かす社会へ

～男女共同参画推進条例を施行します～

～男女共同参画推進条例を施行します～